

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

- 一、 日時 平成二十一年八月二十七日(木)
- 一、 場所 匝瑳市民ふれあいセンター 二階 第三会議室
- 一、 委員定数 被保険者代表五名、保険医代表五名、公益代表五名
- (出席委員) 佐藤孝一、林眞示、布施保、押尾悦子、檜垣進、椎名栄次、鈴木琢雄、向後英夫、小川嘉幸、布施道子、江波戸義治、及川和俊、
- (欠席委員) 石井精一、大木素明、加瀬洋
- (市側出席者) 市長(江波戸辰夫)、市民課長(大木公男)、税務課長(島田省悟)、野栄総合支所長(及川孝)、健康管理課長(椿隆夫)、同保健師(白鳥由美子)
- 市民課主幹(平山新治)、同主査補(佐藤貴美江)

議事及び概要

報告事項

平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について

諮問事項

匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について

その他

開会(午後三時三十三分)

事務局(主幹)

本日は、大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、平成二十一年度匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催します。開会に当たりまして今回二名の委員さんが変わっておりますので、最初に市長より委嘱状を交付させていただきます。なお、大木委員につきましては本日欠席とのことですのでご了承下さい。では、お名前を読み上げさせていただきますのでお席で起立下さいませようお願いします。

(市長より委員に委嘱状を交付)

事務局(主幹)

それでは、大変恐縮ですが新委員の佐藤孝一様、自己紹介をお願いします。

いたします。

委員

このたび、匝瑳市区長会会長に就いたことから、ただいま江波戸市長より国民健康保険運営協議会委員の辞令をいただきました佐藤孝一です。皆様方のご指導を賜りながら一生懸命務めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局（主幹）

ありがとうございます。それでは、次に市長より御挨拶申し上げます。

江波戸市長

本日は、皆様には大変お忙しい中、また、残暑厳しい中、国保運営協議会に御出席頂きまして、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

また、平素から国保運営を始め、市政全般にわたり、御指導と御協力を頂いておりますことに、この場をお借りいたしまして、重ねて御礼を申し上げます。

先ほど委嘱書を交付させていただきましたが、今回二名の方に新たな委員をお願いすることになりました。

十三名の方々には引き続き委員をお願いすることといたしました。平成二十一年度における第一回の「匝瑳市国民健康保険運営協議会」を開催させて頂いたところです。

本市の国保加入者は、平成二十年度末で一万六千七百五十四人、加入世帯数は七千八百四十一世帯となっております。

平成十九年度末と比べますと、平成二十年度に創設されました後期高齢者医療制度、いわゆる長寿医療制度への移行の影響により、加入者数及び加入世帯数は共に減っており、全人口に対する加入率は四十一・一パーセント、全世帯に対する加入率は五十六パーセントとなっております。

国民健康保険特別会計の決算の状況等につきましては、後ほど担当課長より説明をいたしますが、歳入の根幹を占める国民健康保険税につきましては、景気低迷の影響による被保険者の収入減や、医療制度改革による被保険者数の減などにより、大きく減少しております。

一方で、平成二十年度においては、歳出における保健給付費の伸びは抑えられています。高齢化の進展等により、今後は増加していくものと想定しております。

このようなことから、健全な国保運営を継続することが非常に困難

な状況となっており、現在、「国保財政健全化計画」を策定中でありますので、この状況につきましても、後ほど説明させていただきます。なお、このような状況ではありませんが、国保加入者が新生児を出産した際にお支払いしている出産育児一時金につきましては、緊急の少子化対策の一環として十月から、現行の三十八万円を四十二万円に増額すべく、今回条例改正案を諮問させて頂きました。

委員の皆様方には、今後の国保運営に対する御意見を賜り、御審議の上御承認頂けますようお願い申し上げます。

事務局（主幹）

始めに、事前にお配りいたしました資料について、ご確認をお願いいたします。

次第、次に委員さんの名簿、次に「匝瑳市国民健康保険条例」、続いて「匝瑳市国民健康保険条例施行規則」、次に報告事項「平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」、続いて、諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について」、最後に「国民健康保険事業財政健全化計画に関する資料」までが事前にお配りしてある資料です。

当日、机の上に置かせていただきました資料については、席次表と、平成二十一年特定健診等受診状況でございます。

配布漏れ等はありませんか。

それでは、議事に入りますが、施行規則第六条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、向後会長さんよろしくお願いたします。

議長（会長）

本日は、お忙しい中、また暑さ厳しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。不慣れではございますが、一生懸命務めさせていただきますので、皆様方の御指導と御協力のほどをお願いいたします。

それでは、国民健康保険条例施行規則第六条によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行に御協力くださいますようよろしくお願いたします。

本日の出席委員数は、十二名で過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

議事録署名人の選出でございますが、今回は被保険者代表の布施保委員と公益代表の江波戸義治委員にお願いたします。

本日の議事でございますが、報告事項として「平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」、諮問事項として「匝瑳市国民健

康保険条例の一部改正案について、及び「その他」です。
それでは、報告事項「平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（市民課長）

市民課の大木と申します。よろしくお願いいたします。
それでは、平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

（内容説明）

事務局（税務課長）

それでは、国保税について御説明いたします。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何か御意見御質問がありましたら挙手をお願いいたします。何かございますか。

（委員挙手）

委員

医療現年分の徴収率について、近隣市と県平均を教えてください。
い。

事務局（税務課長）

まず、匝瑳市については現年分が八十七・〇四パーセント、滞繰分が十・六八パーセント、合計で五十九・九パーセントです。旭市は、現年分八十七・五八、滞繰分十三・四七、合計で六十五・二四パーセントです。銚子市は現年分八十三・八九、滞繰分二十四・五二、合計で六十・三二パーセントです。香取市は現年分八十六・八八、滞繰分十七、合計で六十七・七一パーセントです。山武市は現年分八十一・九、滞繰分十八・四、合計で六十三・四パーセントです。東金市は現年分八十二、滞繰分十八・九、合計で五十六・七パーセントです。以上七市の平均は、現年分八十四・八八パーセント、滞繰分十七・一六パーセント、合計で六十三・二五パーセントです。

県内三十六市の平均は、まだ資料がないため報告できませんが、わかり次第報告したいと思います。

委員

現年分についてはまあまあだが、滞納繰越分が他市に比べ低いのではないか。現年の繰越分が一億二千万円で、滞納繰越の徴収分が七千

五百万円ということでは、単年度繰越分が増えれば、年々徴収率が下がっていくように思う。税務課のみなさんが収納率向上に大変努力しているのは理解していますが。

銚子市は新たな対策を立てて徴収率を上げるよう努力しているようだ。滞繰分二十四・五二パーセントと効果を上げている。

匝瑳市も努力していることや、新たな徴収対策等ありましたら教えていただきたい。

事務局（税務課長）

平成二十年度については、夜間徴収、日曜の相談窓口、国保税とのリンクはしませんが県との共同臨戸や差し押さえ等を行ないました。

平成二十一年度の新しい取組としては、昨年度、毎月二回であった相談窓口を、今年度九月からは毎週日曜に開催し、滞納者との接触の機会を増やしていく予定です。

もう一点は、夜間臨戸であります。分納誓約をしてある世帯は確実に徴収できるようしていきます。従来の日曜臨戸では昼間は留守が多いので、接触の機会が少ない納税者を対象として、六月より夜間臨戸を毎月二十五日に実施しています。

また、徴収補助員の活用の拡大を進めて参りたいと考えております。滞納の問題で法律的に難しいケースもありますので、弁護士による相談等ができるよう今後検討をしたいと思います。

出来れば、収納計画全体を見渡した実施要綱等を作成していきたいと思えます。

毎年、出納整理期間に実施している管理職による特別滞納整理を、実施時期を十月頃と、二月頃をお願い出来ればと考えています。

以上、このような形で今年度、滞納整理に取り組んでいます。

委員

財政調整基金が厳しい状況なので引き続き努力をお願いしたい。毎年、どの位の不納欠損があるのか。

事務局（税務課長）

九千五百三十万五千円位です。そして、新たに一億二千万円位の滞納が発生します。差し引きで約三千万円の未収額が増加になります。

（委員挙手）

委員

保健給付費の葬祭費について、支給額が五万円と十万円がある。違いを教えてください。

事務局（市民課長）

平成二十年度より後期高齢者医療制度が出来たことにより、当時、市では十万円支給していた葬祭費が、広域連合で県下一円五万円に引き下げられたことにより、整合性を図るため、国保からの支給も五万円に引き下げることになった。そのため、二種類の支給となりました。十万円支給の六件については、亡くなったのが十九年度中で申請が二十年度になってからの分です。

議長（会長）

よろしいですか。他にございますか。

（委員挙手）

委員

匝瑳市の全世帯に占める滞納世帯の割合はどの位か。

事務局（税務課長）

時効が五年間ですが、そのうち一期分でも滞納のある世帯は、平成二十年度は、八千七百五十六世帯のうち、二千八十三世帯です。割合は、二十三・七八パーセントです。

委員

資格証と短期証の交付世帯数はどの位か。

事務局（市民課長）

平成二十一年二月一日現在ですが、資格証百九十二件、短期証一ヶ月は二百三十二件、三ヶ月証は四百七件、六ヶ月証は七十件です。現在は、これより少なくなっています。

委員

全国的に未納はどの位なのか。

事務局（税務課長）

全国の滞納者数は把握していません。匝瑳市の状況を申し上げますと、率で言えば約二十パーセント程度です。時効が五年間なので五年間全部滞納している人ではなく、そのうち一期でも滞納のある人の数になります。

議長（会長）

他にございますか。

質疑がないようですので、お諮りいたします。報告事項「平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

御異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。「平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成全員であります。よって、報告事項「平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」は原案のとおり承認されました。

次に諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(市民課長)

(内容説明)

議長(会長)

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

(委員挙手)

委員

財源はどうなるのか。交付金があるのか。

事務局(主幹)

今回の引き上げ四万円の内訳は、六分の三が国庫補助、六分の二を一般会計から、残りの六分の一は国保会計となります。

従来分の三十八万円については、三分の二が一般会計から、残り三分の一が国保会計からなっています。

議長(会長)

他に御意見、御質問等ございませんか。

質疑がないようですのでお諮りいたします。諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)」について「の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認め質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)」について「を承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成全員であります。よって、諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部改正(案)について」は原案のとおり承認されました。

議長(会長)

次に、その他に入らせていただきます。「国民健康保険事業財政健全化計画の検討状況について」事務局の説明を求めます。

事務局(主幹)

(内容説明)

議長(会長)

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

(委員挙手)

委員 b b

収納率の向上を図るための取り組みとして、賦課方式を保険料にした場合のメリット、デメリットを教えてください。

事務局(税務課長)

まだ、検討過程の時点ですが、将来的には社会保険制度としては保険料がふさわしいのではないかと言う発想のもとに、今後検討して行こうと考えております。

一番のネックは時効の問題です。保険料は二年間で時効を迎えてしまいます。保険税は地方税法の適用で五年間です。これが、被保険者の方々にどれだけ影響してくるのか、これから検討が必要です。

メリットとしては、保険料にした場合、現在、給付事務は市民課で、税の賦課・徴収は税務課で二課にまたがっているものが、一元化され、事務の効率が良くなります。

その他、細かい点についてはこれから内部で検討し、その都度、当協議会にも報告させていただく予定ですが、現在、資料集めをしている段階ですので、骨格の部分を報告させていただくということで御理解いただきたいと思います。

議長(会長)

よろしいですか。他に何かございますか。

(委員挙手)

委員

特定健診について、平成二十年度の受診率は三十八・五パーセント

しかいかず、現在も、特定健診、がん検診等を行っているが、午後健診に行く受診する人は何人もいなかった。せつかく市が実施している健診なのになぜ、受ける人が少ないのか、数人で話し合ったことがある。

前回の健診で言えば、心電図や眼底検査を希望しても、出来ませんと断られて検査してもらえなかった。希望しても出来ないなら項目をなくしてしまえば良い、との意見も出た。市側の意見を伺いたい。

事務局（健康管理課長） この後、平成二十一年度の特定健診等受診状況の報告をさせていただきますので、今のご質問の回答も含めまして、報告させていただきます。

議長（会長） よろしいですか。他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員 年金生活等で経済的に苦しくても、インフルエンザや災害等で負傷すれば病院に行き、医療費は払わないといけないので生活が大変だろうが、それでも最終的には、保険料を上げなければならないのだろうか。

市長 財政調整基金の残額がわずかという厳しい状況の中、本年度、匝瑳市民病院に二億円繰り出し、国保税に対して三億円充当することにより、今年一年で財政調整基金はゼロになります。なんとしても、今回はみなさまのご理解をいただいた上で、国保税の引き上げを検討していかなければと思っています。

委員 国保税の引き上げにより、低所得者へ負担がかかるのはいかなるものか。

市長 まずは、滞納額八億円の未収分について、なんとか知恵を出し合っ
て収納率を上げることが先決と考えている。保険税の引き上げについては、市民のみなさまのご理解をいただきながら検討していきます。

議長（会長） 他にございますか。

（委員挙手）

委員

検討課題はわかるが、実際問題、平成二十年度から財政調整基金が底をつくことはわかっていたはずだ。いま、検討課題を取り上げて、今後、重点取組事項の具体化をしていくのでは遅すぎないか。いつ頃までに具体化するのか。

平成二十一年度、財政調整基金繰入三億三千六百万円は決算で説明のあった一億円も含まれていますよね。一億円を繰り入れてもなお、二億八千万円も赤字になる。これは、当該年度の話ですよ。一般会計から三億円も出せるものなのか。今年度の対応はどうするのか、早急に結論を出すべきではないか。非常に切羽詰った問題ではないだろうか。昨年度の当協議会の中で、検討するとの話を聞いていたが、もっと具体的に検討されていると思っていた。

事務局（市民課長）

委員のおっしゃるとおり、もつと早く、具体的に検討するべきだったと思います。しかし、平成二十年度は様々な制度改正があり、見通しが効かなかつたというのが実際のところですよ。反省すべき点ではありませんが、ご理解をいただきたいと思えます。

今回、これまでの経過と、今後の見通しを説明させていただきましたので、この後、九月議会の全員協議会でも国保の実状を説明し、御意見をいただき、直ちに具体的な作業に入りたいと考えています。

療養給付費の見直しも再度点検し、それを改善するにはどのような方法があるか、また、最終的には保険税率の改定等を検討し、十二月議会までには具体的な結果を出したいと思っています。

その前に、再度、運営協議会を開催し、委員のみなさまに御説明したいと思っております。

委員

大変なことだと思うが、努力をお願いしたい。

議長（会長）

今後、慎重に検討していただき、早急に結論が出るよう努力をお願いします。

他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員

国保会計が大変厳しい状態にあることはよくわかりました。

重点取組事項の医療費の適正化等にある、診療報酬明細書の内容点検の充実について、現状はどのように取り組んでいるのか、また、今

後どの位の効果を期待しているのか、外部委託なのか等、教えていただきたい。

事務局長（主幹）

現状は、医療費の専門的知識のある職員がいないため、点検については専門業者に委託しています。内容点検率については全国平均が出ているので、今後、匝瑳市もそれに目標値を合わせて行きたいと考えているところです。

議長（会長）

よろしいですか。他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員

今回、国保、社保、共済組合等の一元化の話は出ているのか。

事務局（市民課長）

被用者保険と国保の一元化の話について、具体的な情報は現在のところありません。報道等では一元化をしないと、どちらも続いていかないだろうとは言われています。

具体的な通達等は来ていません。

一元化というよりも、広域化の話が耳に入っています。一市町村ではどこも同じような状況なので広域化にしていけないと厳しいのではないかと認識しています。

議長（会長）

よろしいですか。他にございますか。

（事務局健康管理課長挙手）

事務局（健康管理課長） 本市における健診事業については、従来から保健センターを中心に

市内小学校を巡回しての集団健診方式のみで実施してきましたが、今年度より受診率の向上を図ることを目的とし、地元医師のご協力をいただき、医療機関で実施できる個別健診も実施することになりました。

受診状況等、詳細につきましては、この後、同席の白鳥保健師より報告させていただきます。

事務局（保健師）

（内容説明）

先ほど、委員よりご質問のありました件について、平成十九年度まで実施していた基本健診では受診できた心電図、眼底検査ですが、法の改正により昨年度からの特定健診では、詳細な健診項目ということ

で対象を限定して実施することになりました。
今まで出来ていた検査が出来ないと、住民の皆様には申し訳無く思っています。ご理解をいただきたいと思えます。

議長（会長）

よろしいでしょうか。
他に御意見ございますか。

（委員挙手）

委員

受診率が増えないということは、健康に関心のある人は健診を受け、関心のない人はいくら勧奨しても受けない。八月いっぱい健診を実施しても目標値には届かないと思う。健康に意識の行かない人を動かすことはかなり難しいだろう。

先ほどの国保税の話で大変な状況はわかりましたが、税金の無駄使いもあると思う。一つをあげると、特定健診の対象者は一万九千四百人もいるが、治療中の人も含まれている。その人達を対象外にしないと無駄に経費がかかってしまうことになるし、分母を落とさないと受診率も上がらないのではないかと思う。

事務局（健康管理課長）

貴重な御意見ありがとうございます。

確かに委員のおっしゃる通りだと思えます。

今後検討していきたいと思えます。

（委員挙手）

委員

ペナルティーの、十パーセントとはいくら位になるのか。

事務局（市民課長）

後期高齢者支援金の最大で十パーセントですが、およそ七千万円です。しかし、段階的になっていっているのでそこまではいかないと思いますが、平成二十四年度に参酌標準値が定められているので、それまでに受診率を上げるよう努力していかなければと思っています。

議長（会長）

よろしいでしょうか。
他にご意見がないようですので、本件についての質疑を打ち切りま

す。
以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。
皆様の御協力に心から感謝申し上げます。

本日は、ご多忙の中御出席いただき、また、慎重審議ありがとうございました。皆様方におかれましては、朝晩だいぶ涼しくなり秋の気配を感じてきましたが、まだまだ暑い日があるかと思えます。どうぞ御自愛の上、御活躍を御祈念申し上げます、御礼とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

閉会（午後五時十九分）